



桶屋事務所だより



編集発行人  
桶屋税理士事務所  
税理士 桶屋泰三

〒930-0096  
富山市舟橋北町7-15  
TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999  
<http://okeya.zei-mu.jp>

11月

(霜月) November

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

11月の税務と労務

- |     |                                 |        |     |                 |                |
|-----|---------------------------------|--------|-----|-----------------|----------------|
| 国 税 | 10月分源泉所得税の納付                    | 11月10日 | 国 税 | 3月決算法人の中間申告     | 11月30日         |
| 国 税 | 所得税予定納税額の減額承認申請                 | 11月15日 | 国 税 | 個人事業者の消費税等の中間申告 | (年3回の場合)11月30日 |
| 国 税 | 所得税予定納税額第2期分の納付                 | 11月30日 | 地方税 | 個人事業税第2期分の納付    | 都道府県の条例で定める日   |
| 国 税 | 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)           | 11月30日 |     |                 |                |
| 国 税 | 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 11月30日 |     |                 |                |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント 耐震改修促進税制の地域要件を廃止

昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋の耐震改修をした場合に、改修費用の一定額を税額控除できる「耐震改修促進税制」の適用を受けるには、地方公共団体の一定の計画区域内で建築されたものという地域要件がありましたが、この要件が廃止され本年6月30日以後の改修契約分から適用されています。

# 東日本大震災の被災者に対する

## 税務上の主な特例

平成二十三年四月二十七日に東日本大震災による被害者等を支援するための震災特例法が制定され、以下のような税務上の特例措置が設けられています。

今回の特例法は、緊急の対応措置として定められたもので、今後復旧の際の特例等が追加される予定です。

※なお、震災特例法において、「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

### 1 所得税

(1) 被災事業用資産等の特例  
個人事業者が棚卸資産や事業用資産に損害を受けた場合には、その損失額を平成二十二年分の



損失として必要経費に算入できます。青色申告の場合には、損失額が平成二十二年分で引ききれなければ、平成二十一年分の所得に繰り戻して二十一年分所得税の還付を受けることができます。

また、純損失繰越控除の控除期間が、一定の損失については五年間に延長され、住民税及び事業税についても同様の措置が採られています。

(2) 雑損控除又は災害減免法の特例  
震災被害者に対して、雑損控除又は災害減免法による軽減免除について、平成二十二年分の所得から適用することができま

す。なお、雑損控除を選択した場合で、損失額が一年で控除しきれない場合の繰越控除期間が五年に延長されています。

なお、すでに確定申告を済ませている場合は、「平成二十二年分所得税の更正の請求」が必要です。

(3) 寄附金の特例

個人が、平成二十三年三月三十一日から二十五年十二月三十一日までの間に支出した震災関連寄附金については、次のように取扱われます。

① 震災関連寄附金に対する寄附金控除の控除対象限度額は、総所得金額等の八〇%とされます。

② 共同募金会等に支出した震災関連寄附金について、その寄附金額が二千円超の場合、所得控除との選択により、その超える額の四〇%（所得税額の二五%が限度）がその年分の所得税額から控除できます。

※「震災関連寄附金」とは、国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいいます。  
(4) 住宅ローン控除の特例

住宅借入金等を有している場合の所得税額の特別控除の適用対象となっていた住宅が、震災によって居住できなくなった場合には、残っている控除期間について引き続き控除を受けることができます。住民税についても同様です。

### 2 法人税

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税の還付  
次の事業年度等において、震災によって棚卸資産等に損失を被ったことで欠損金が生じた場合は、二年前まで遡って法人税の還付を受けることができます。

① 平成二十三年三月十一日から二十四年三月十日までの間に終了する事業年度  
② 平成二十三年三月十一日から九月十日までの間に終了する中間期間

(2) 被災代替資産等の特別償却  
平成二十三年三月十一日から二十八年三月三十一日までの間に、震災によって滅失あるいは損壊した建物等の代替資産を取得等して事業の用に供した場合

には、次の表に掲げる区分により、特別償却ができます。

取得等の時期 被災代替 資産等の区分	平成23年3月11日から 平成26年3月31日まで の間	平成26年4月1日から 平成28年3月31日まで の間
建物又は構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
一定の船舶、航空機 又は車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)

(注) ( ) 内は中小企業者等の特別償却率

なお、代替資産の取得に該当しない建物、構築物、機械装置の取得等についても、被災地で事業の用に供した場合には、特別償却の対象とされます。中小企業者については、特別償却率が二割増しとされます。個人事業者についても、同様の制度が創設されています。

### 3 相続税・贈与税

#### 課税価格の特例

平成二十三年三月十日以前の相続等及び贈与によって取得した財産についての相続税又は贈与税の申告期限が、平成二十三年三月十一日以後に到来するものについて、土地及び一定の非上場株式等の価額は、取得の時の時価によらず、震災発生直後の価額によることができます。

相続又は贈与により取得した建物、家庭用財産、自動車等が、申告期限前に被害を受けた場合には、一定の要件の下で、財産の価額から被害を受けた部分の価額を控除することができます。

### 4 消費税

被災した法人及び個人事業者は、次の届出書を指定日までに所轄税務署長に提出することに より、本来の提出時期までに提出されたものとみなしてその適用を受けること（又はやめること）ができます。

① 消費税課税事業者選択届出

### 書

② 消費税課税事業者選択不適用届出書

③ 消費税簡易課税制度選択届出書

④ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

### 5 固定資産税・都市計画税

(1) 被災地での課税免除

津波により被害を受けた地域について、市町村長が指定した対象地域の平成二十三年度分の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税が免除されます。

(2) 住宅用地の特例

住宅の敷地については、固定資産税及び都市計画税を減額する特例が適用されますが、平成二十三年度分についてこの特例が認められていた土地について、住宅が震災で滅失した場合でも、市町村長の認定によって平成三十三年度分まで従来どおり減額特例が適用されます。

### 6 その他

① 被災した建物の建替え等の

場合の所有権の保存登記等に係る登録免許税の免除

② 被災者が作成する一定の不動産の譲渡契約書等についての印紙税の非課税

③ 被災自動車に係る自動車重量税が還付されるほか、代替取得する自動車の自動車重量税が免除

④ 代替自動車の取得について、平成二十三年三月十一日から二十六年三月三十一日までの間、自動車取得税が免除

⑤ 代替自動車については、平成二十三年から二十五年まで自動車税及び軽自動車税が免除



## 白色申告者でも 記帳が必要な場合

### 1 青色・白色申告者の記帳制度の概要

所得金額を正しく計算して申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引を記帳しなければなりません。そして、それらの取引に伴い作成・受領した書類を保存しておくことも必要です。

青色申告者に関しては、一定の要件を備えた帳簿書類の備え付け、記録、保存をしなければならないことが定められています。

一方、白色申告者のうち、次に示すような一定の人に関しても、記帳等を要することが定められています。

### 2 白色申告者でも記帳する必要のある人

不動産所得、事業所得又は山林所得のある人で、次のイ又は口のどちらかに該当する場合には、白色申告者であっても記帳をする必要があります。

イ その年の前年12月31日において、確定申告等により確定している前々年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える場合

ロ その年の3月31日において、確定申告等により確定している前年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える場合

なお、これらの所得のいずれかが赤字であるときは、黒字の金額だけを合計して300万円を超えるかどうかを判定します。

### 3 記帳する事項

記帳は、所得金額が正確に計算できるように、整然かつ明瞭に行う必要があり、その記帳する事項は、売上げなどの総収入金額と仕入れその他必要経費に関する事項です。

例えば、売上げに関する事項の記載内容としては、取引の年月日、売上先の名称、金額、日々の売上げの合計金額等があげられます。

## 相続税の納税が不要でも申告が必要な場合

相続財産の合計額が基礎控除額以下のときは、相続税はかからず申告も必要ありません。しかし、次に例示した特例などを適用する場合には、相続税の申告書を提出することが適用要件となっていますので、相続税の納税が不要となった場合でも申告が必要となります。

- ① 小規模宅地等の特例  
遺産の中に居住用や事業用に  
使われていた宅地等がある場合に、その宅地等の評価額の一定割合を減額する特例
- ② 配偶者の税額軽減の特例  
被相続人の配偶者が遺産分割等により実際に取得した遺産額が、次の多い方の金額まで配偶者に相続税がかからない特例
- ① 一億六千万円  
② 配偶者の法定相続分相当額

## 償却方法の変更申請に関する「相当期間」

現在採用している減価償却資産の償却方法を変更しようとするときは、原則として、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を所轄の税務署長に提出して、その承認を受けなければなりません。

そして、償却方法の変更申請は、その法人が現在採用している償却方法を採用してから「相当期間」を経過していないときには、承認を受けることができませんので注意が必要です。

なお、その「相当期間」として通達で示されている期間は3年間であり、現在の償却方法を採用してから3年を経過していない場合は、その変更が合併に伴うものであるなど、特別な理由があるときを除き、相当の期間を経過していないものとされます。